

概要版

宮若市こども計画



第1期

計画期間： 令和 8 (2026)年度
～令和11 (2029)年度

目次

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の理念・位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. SDGsについて	4
6. 基本的な考え方と基本方向	4

具体的な施策・事業

1. こどもが持つ権利の保障	5
2. 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保	5
3. 幼児教育・保育の充実	6
4. こどもの生きる力の育成	6
5. こどもの成長を支える環境の整備	7
6. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	7
7. 居場所づくりの推進	8
8. 児童虐待の予防・防止	8
9. 貧困の状況にあるこどもへの支援	9
10. ひとり親家庭への支援	9
11. 障がいのあるこどもへの支援	10
12. 自殺対策の取組	10
13. 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援	10
14. 出会い・結婚応援の推進	10

1. 計画策定の趣旨

令和5（2023）年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども基本法第10条第2項においては、市町村はこの「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされました。

本市では、令和6（2024）年度に「第3期子ども・子育て支援事業計画【令和7（2025）年度～11（2029）年度】」を策定し、当該計画を再掲する形で、「こども大綱」と「福岡県こども計画」を勘案した「第1期宮若市こども計画」を策定しました。

2. 計画の理念・位置付け

基本理念 『**み**らいを担う**こども**達が **やさ**しさと共に
わくわくする夢を **かな**えるまち **み・や・わ・か**』

本計画は、上記の理念の下、次の5つの計画を包含した、こどもや子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

① こども基本法に基づく市町村こども計画

こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱及び県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

② 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱及び県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

市町村は、大綱及び県計画を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

④ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

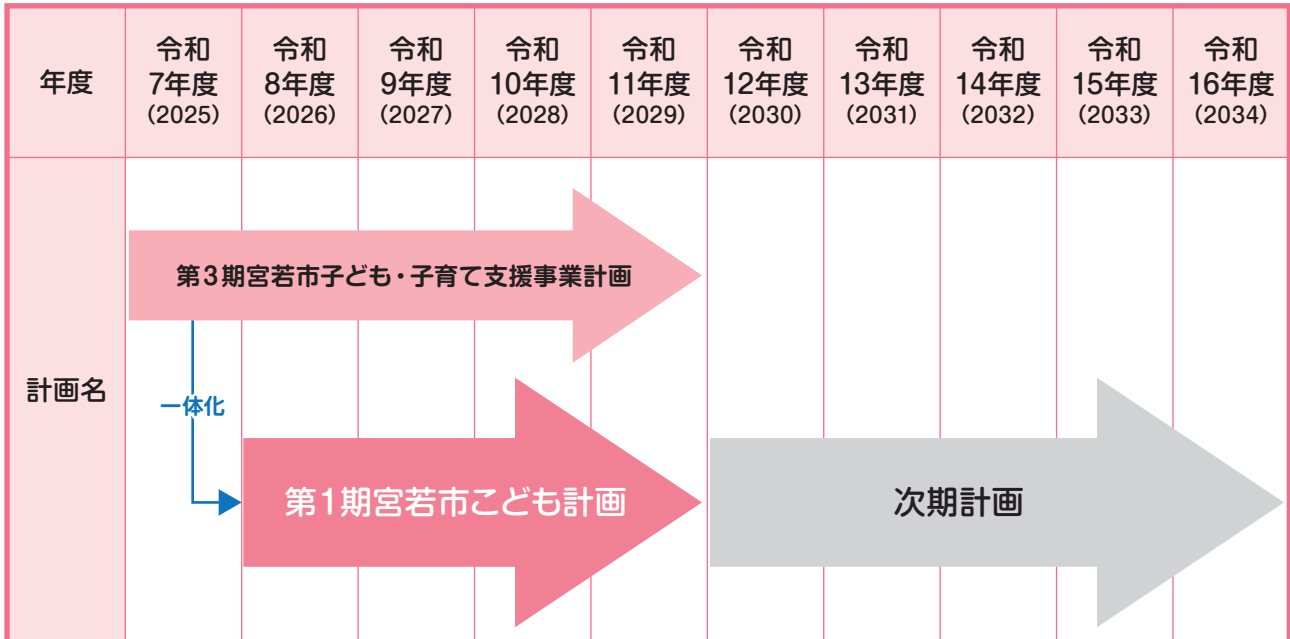
次世代育成支援対策推進法第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

3. 計画の期間

本計画の期間は、本計画と一体化させる第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の終期が令和11年度であるため、これにあわせて、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とし、次期計画は令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの5年間とする予定です。

また、本計画の最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と次期計画の策定を行います。



4. 計画の対象

本計画における「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「心身の発達の過程にある者」としており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、「こども」の状況に応じて支えていくこととしています。

なお、「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いています。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

こどもの発達の段階については、こども大綱で以下のように区分されており、本計画でも発達の段階に応じたこどもへの支援を実施していくことを定めています。

●こども大綱によるこどもの区分

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生年代
- (3) 思春期：中学生年代から概ね18歳までの者
- (4) 青年期：概ね18歳から30歳未満の者。施策によってはポスト青年期の者も対象

5. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困、格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の普遍的目標です。

この計画の施策を着実に進めることにより、SDGsの達成につなげていきます。



6. 基本的な考え方と基本方向

● 基本的な考え方

- ・こどもの権利を主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。
- ・こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ・こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ・予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する。
- ・良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする。
- ・若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む。

● 基本的方向性

1. 全てのこどもが持つ権利の保障
2. 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成
3. きめ細かな対応が必要なこどもへの支援
4. 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

【第1期 宮若市こども計画】 具体的な施策・事業

1. こどもが持つ権利の保障

- ① こどもの権利について社会全体での理解促進
- ② 「こども基本法」と「こども大綱」
- ③ こどもの権利に対する取り組み

【具体的な施策・事業】

こどもが権利の主体であることの啓発、学校現場におけるこどもの権利に関する理解促進、こどもまんなか社会づくりの推進、こども施策に対するこどもの意見反映

■担当課 こども家庭課 32-0517 / 学校教育課 32-1007



2. 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた保健・医療等の確保

- ① 妊娠前からの出産に向けた支援

【具体的な施策・事業】

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発、若年者への性知識啓発、不妊・不育と性に関する相談支援、不妊・不育に悩む方への経済的支援、妊婦のための支援給付金交付事業

■担当課 こども家庭課 32-1327



- ② 妊産婦等への保健医療施策の充実

【具体的な施策・事業】

周産期相談体制の充実、こども家庭センターの機能強化・認知度の向上、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊娠・出産包括支援事業、妊娠・出産への理解と配慮の啓発、ハイリスク妊産婦等への支援、特定妊婦等への育児支援

■担当課 こども家庭課 32-1327

- ③ 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実

【具体的な施策・事業】

小児医療体制の周知、乳幼児の発達に関する検査・相談、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業、子ども医療費支給制度、乳幼児期における口腔機能獲得・発達、子育てに関する知識の普及啓発、定期予防接種の実施

■担当課 こども家庭課 32-1327 / 市民課(子ども医療) 32-4004

3. 幼児教育・保育の充実

1 幼児教育・保育の環境整備

【具体的な施策・事業】

第2子以降児童の保育料無償化、新規保育士の確保、延長保育事業に対する支援、障がい児保育に対する支援、保育所のICT化推進事業、病児保育事業の実施、一時預かり事業の実施、こども誰でも通園制度の実施

■担当課 こども家庭課 32-0517



2 幼児教育・保育の質の向上

【具体的な施策・事業】

保育事業者に対する巡回支援、保育士の就労継続支援・負担軽減に係る支援、保育補助者等の配置支援、幼稚園・保育所等と小学校との連携強化、保育所等英語教育推進事業の推進、保育所等の園外活動時の安全確保

■担当課 こども家庭課 32-0517 / 学校教育課(幼稚園) 32-1007

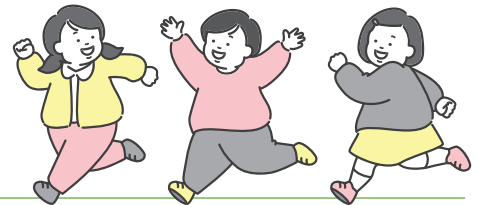
4. こどもの生きる力の育成

1 学力の向上

【具体的な施策・事業】

学力アップ推進事業、次代の人材育成に向けたDX推進事業

■担当課 学校教育課 32-1007



2 豊かな心の醸成

【具体的な施策・事業】

こどもが文化芸術に触れる機会の充実、読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進、宮若市子ども読書活動推進計画の推進、企業等による職場体験活動の実施

■担当課 社会教育課 32-3210

3 人権意識の醸成

【具体的な施策・事業】

「宮若市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」の施行、人権講演会・人権問題地域懇談会の開催、男女共同参画社会の推進DV(交際相手等からの暴力)に関する相談対応、人権課題に係る啓発活動の実施、「人権子ども会」活動の推進

■担当課 保護人権課 32-0765 / 社会教育課 32-3210

4 健やかな体の育成

【具体的な施策・事業】

ワンヘルス推進事業、歯の健康づくり事業、母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保、こどもの体力向上に係る取組の充実、部活動指導員配置事業

■担当課 環境保全課(ワンヘルス) 32-0516 / こども家庭課 32-1327 / 社会教育課(スポーツ) 32-0123

5 食育の推進

【具体的な施策・事業】

学校保健・食育指導事業、食育・地産地消の推進、幼児食教室の実施

■担当課 学校教育課(給食) 32-1007 / こども家庭課 32-1327

5. こどもの成長を支える環境の整備

1 インターネットの適正利用の推進

【具体的な施策・事業】

インターネットの適正利用に向けた啓発、フィルタリング普及啓発活動の推進

■担当課 学校教育課 32-1007

2 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備

【具体的な施策・事業】

防犯環境の整備、防犯ボランティアとの連携・活動に対する支援、ながら防犯活動の推進、安全・安心まちづくりの推進、子ども・若者を性犯罪被害から守るための対策の推進、犯罪被害者に対する支援、犯罪被害に遭った子どもに対する立ち直り支援の推進、若年者を対象とした消費者教育の推進、交際相手からの暴力防止対策、性犯罪被害者に対するワンストップ支援

■担当課 総務課 32-0511 / 保護人権課(DV対策) 32-0765

3 安心して外出できる環境づくり

【具体的な施策・事業】

通学路の安全確認及び整備、段階的かつ体系的な交通安全教育、水難事故防止対策の実施、学校や自治会・警察・防犯ボランティア等との連携・活動、飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動

■担当課 総務課(防犯) 32-0511 / 学校教育課 32-1007

4 非行の防止と自立支援

【具体的な施策・事業】

相談環境の整備、虐待等により居場所がない子ども・若者への支援、非行少年等の就労支援、有害図書類などの浄化活動

■担当課 こども家庭課 32-0570 / 社会教育課(図書) 32-0710

6. 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

1 遊びや体験活動の推進

【具体的な施策・事業】

地域子育て協働活動の推進、自立と協働を学ぶ体験活動の実施、水辺の安全指導の実施、小学生の農業体験推進事業、リコリス子どもまつりの開催

■担当課 学校教育課 32-1007 / 社会教育課(リコリス) 32-3210



2 社会参画の推進

【具体的な施策・事業】

ボランティア活動支援事業、租税教室の実施、若年層向け選挙啓発の実施、青少年の健全育成

■担当課 保護人権課(ボランティア) 32-0562 / 税務収納課 32-1008 / 社会教育課 32-3210

3 男女共同参画の推進

【具体的な施策・事業】

ジェンダー平等・男女共同参画教育の推進、性の多様性に関する理解促進事業、福岡県パートナーシップ宣誓制度の推奨

■担当課 保護人権課 32-0765

7. 居場所づくりの推進

1 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり

【具体的な施策・事業】

こどもの居場所に関する情報提供、こども食堂ネットワーク支援、こども食堂応援プロジェクト、フードパントリー活動の普及・啓発、隣保館の運営

■担当課 こども家庭課 32-0517 / 保護人権課(隣保館) 32-0765

2 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり

【具体的な施策・事業】

養育環境等に課題を抱えるこどもの居場所づくり、こどもの社会的自立に向けた居場所づくり、虐待等により居場所がないこども・若者への支援、フリースクールへの支援、ひきこもり地域支援センターとの連携、宮若市要保護児童対策地域協議会の設置、放課後児童クラブの運営支援、放課後児童支援員の確保、放課後児童支援員の質の充実、放課後児童支援員等の処遇改善、放課後児童クラブ利用料の減免支援、学習相談環境の充実

■担当課 こども家庭課 32-0570 / 学校教育課(フリースクール) 32-1007

8. 児童虐待の予防・防止

1 家庭児童相談室の相談体制の強化

【具体的な施策・事業】

家庭児童相談室の職員体制の充実、家庭児童相談室の職員研修の充実、法的対応機能の整備、医学的対応機能の整備

■担当課 こども家庭課 32-0570

2 市と関係機関との連携強化

【具体的な施策・事業】

要保護児童対策地域協議会を通じた市や関係機関との連携強化、こども家庭センターの機能強化、医療機関とのネットワークの構築、警察との連携による迅速なこどもの安全確保、家庭児童相談所等と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化、DVに関する理解促進のための研修受講の推進

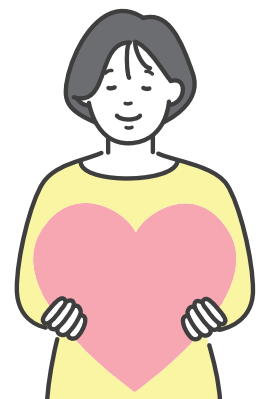
■担当課 こども家庭課 32-0570

3 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

【具体的な施策・事業】

こども家庭センターの機能強化、妊娠期からのケア・サポート事業、ハイリスク妊産婦等への支援、子育て世帯訪問支援事業、特定妊婦等への生活・育児支援、子育て短期支援事業、母子生活支援施設への入所、虐待等により居場所がないこども・若者への支援、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証参加、DVがこどもに与える影響についての啓発、配偶者暴力相談支援センターとの連携

■担当課 こども家庭課 32-0570



9. 貧困の状況にある子どもへの支援

1 こどもの教育に関する支援

【具体的な施策・事業】

生活困窮世帯(生活保護世帯)のこどもの進学支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、進学就業準備給付金、給食費の無償化

■担当課 学校教育課 32-1007



2 こどもの生活の安定のための支援

【具体的な施策・事業】

自立支援相談室(困りごと相談室)での相談支援、家計改善支援事業、市営住宅供給事業、住居確保給付金事業、こども食堂活動の普及・啓発、こども食堂ネットワーク支援

■担当課 困りごと相談室 32-3477 / 市営住宅 32-0955 / こども家庭課(子ども食堂) 32-0517

3 保護者の就労支援

【具体的な施策・事業】

就労準備支援事業、被保護者就労支援事業、就労自立給付金の支給

■担当課 保護人權課 32-9377

4 経済的支援

【具体的な施策・事業】

生活福祉資金の案内、児童手当の給付、児童扶養手当の給付、子ども医療証の交付

■担当課 こども家庭課 32-0517 / 市民課(医療証) 32-4004

10. ひとり親家庭への支援

1 生活と子育ての支援

【具体的な施策・事業】

母子・父子自立支援員による相談、情報提供、こども家庭センターによる生活支援、母子生活支援施設への入所、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の実施

■担当課 こども家庭課 32-0517



2 就業支援・経済的支援

【具体的な施策・事業】

ひとり親の資格取得に関する給付金、児童扶養手当の給付、ひとり親医療証の交付

■担当課 こども家庭課 32-0517
市民課(医療証) 32-4004



11. 障がいのあるこどもへの支援

1 障がいのあるこどもの育成

【具体的な施策・事業】

障がい児通所支援事業等の充実、障がい児保育等受入体制支援、障害児福祉手当による支援、特別児童扶養手当による支援、重度障害者医療証の交付、発達障がい者支援センターによる支援の推進、医療的ケア児保育受入体制支援、障がい者差別解消の推進

■担当課 市民課(医療証) 32-4004 / 健康福祉課 32-0541

2 特別支援教育推進体制の整備

【具体的な施策・事業】

小中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、小中学校通級指導推進事業、障がい者就業・生活支援、ワンヘルス教育総合推進事業



■担当課 健康福祉課 32-0541 / こども家庭課(手当) 32-0517

12. 自殺対策の取組

【具体的な施策・事業】

いじめを苦にしたこどもの自殺の予防、SOSの出し方に関する教育

■担当課 健康福祉課 32-1177

13. 若い世代の生活基盤安定と次代の親の育成支援

1 就職支援

【具体的な施策・事業】

若者就職支援センター事業の促進、中高年世代への就職支援、母子父子の就業支援

■担当課 産業振興課 32-0519

2 次代の親の育成支援

【具体的な施策・事業】

若い世代と乳幼児との直接的なふれあい体験の促進

■担当課 社会教育課 32-3210

14. 出会い・結婚応援の推進

【具体的な施策・事業】

「出会い応援団体」への登録拡大、多様な出会いの場の情報提供、公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大、新婚世帯・子育て世帯新生活支援補助金



■担当課 こども家庭課 32-0517



宮若市

Miyawaka City

宮若市子ども計画 概要版

発行日：令和8（2026）年3月

編集：福岡県宮若市子ども家庭課

福岡県宮若市子ども家庭課

〒823-0011 福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL 0949-32-0517 / FAX 0949-32-9430

E-mail youji@city.miyawaka.lg.jp